基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年１月30日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類		実施時期	区域	摘要
基盤地図情報	・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	平成29年	全国	平成30年１月版

備考　地図の提供開始日　平成30年１月31日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年１月30日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	提供範囲	地図情報レベル	摘要
火山基本図データ	平成30年	新島	25000以下	平成29年測量
〃	〃	八丈島	〃	〃
地理院タイル（火山基本図データ）	〃	新島	〃	〃
〃	〃	八丈島	〃	〃

備考　地図の提供開始日　平成30年１月31日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１４７号

福島県郡山市赤木町26番15号　朝日プラザエザース中央804号、居所福島県相馬市黒木薬師堂40－１

債務者　石黒　拓哉

1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　孝介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２８９３号

神奈川県茅ヶ崎市松尾７番33号　パインテール202

債務者　田中　　晋

1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２５号

神奈川県藤沢市城南３丁目４番12―303号、前住所神奈川県藤沢市石川１丁目31番地の３アンテナビル402号

債務者　西川　美沙（旧姓古市）

1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０号

福井県鯖江市丸山町２丁目３番６号

債務者　田畑　　勇

1　決定年月日時　平成30年１月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号

大分県中津市大字東浜549番地２　ラーク東浜Ａ　101

債務者　池上　健勝

1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　知康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月５日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号

大分県宇佐市大字四日市886番地の４フォールシャンス４　103号

債務者　荒木タツノ

1　決定年月日時　平成30年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井手　健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月５日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８７４号

埼玉県蕨市北町４丁目３番11号　ウイーブ北町502号、旧住所埼玉県久喜市久喜東２丁目33番１号　レジデンスマツ101号室

債務者　須藤　里美

1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳沢　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２９号

埼玉県草加市住吉１丁目11番59―202号

債務者　近泉真紀子

1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽賀　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８２４号

埼玉県川口市並木２丁目36番３号　メゾンフクハラ103号、旧住所埼玉県川口市青木２丁目７番29号

債務者　富永　光三

1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　恭央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８１号

さいたま市西区大字指扇1190番地２　サンハイツ大久保Ｋ―102

債務者　岡田　郁子（旧姓甲斐）

1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係